



新潟県公報

平成27年
3月31日(火)
号外
第24号

目次

規 則	
○非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部改正.....	1
訓 令	
○職員の宿日直手当支給規程の一部改正.....	2
○新潟県職員服務規程の一部改正.....	3

規 則

新潟県規則第二十七号

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

新潟県知事 福田 富一

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和五十年新潟県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表とちまるくん活用推進員の項中「158,300円」を「158,650円」に改め、同表看護業務嘱託員の項中「253,000円」を「253,500円」に改め、同表応接業務嘱託員の項中「138,700円」を「139,000円」に改め、同表学芸嘱託員の項を次のように改める。

学 芸 嘱 託 員	月 額	158,650円	3	級
-----------	-----	----------	---	---

別表司書嘱託員の項及び解説嘱託員の項中「150,950円」を「151,250円」に改め、同表消費生活相談員の項中「170,900円」を「171,250円」に改め、同表心理判定嘱託員の項中「164,850円」を「165,200円」に改め、同表婦人相談員の項及び社会福祉施設職業指導員の項中「170,900円」を「171,250円」に改め、同表男女共同参画研修員の項中「158,300円」を「158,650円」に改め、同表木材加工技術嘱託員の項を削り、同表モニタリング嘱託員の項及び施設管理業務嘱託員の項中「150,950円」を「151,250円」に改め、同表公営研究嘱託員の項から廃棄物事務嘱託員（B）の項までの規定中「158,300円」を「158,650円」に改め、同表用地事務嘱託員の項及び森づくり推進嘱託員の項中「164,850円」を「165,200円」に改め、同表保健環境学習推進員の項中「150,950円」を「151,250円」に改め、同表看護実習指導員の項を次のように改める。

看 護 実 習 指 導 員	月 額	253,500円以内で知事が定める額	1	級
	日 額	9,450円		

別表衛生看護専門員の項及び歯科衛生実習指導員の項中「158,300円」を「158,650円」に改め、同表運転業務嘱託員の項中「150,950円」を「151,250円」に改め、同表医療相談員の項及びがん医療相談員の項中「164,850円」を「165,200円」に改め、同表栄養指導専門員の項中「158,300円」を「158,650円」に改め、同表医療業務嘱託員の項を次のように改める。

医 療 業 務 嘱 託 員	月 額	359,600円以内で知事が定める額	3	級
---------------	-----	--------------------	---	---

別表住宅確保・就労支援員の項を削り、同表介護保険専門調査員の項中「158,300円」を「158,650円」に改

め、同表恩給援護嘱託員の項を次のように改める。

恩給援護嘱託員	月額 158,650円以内で知事が定める額	1	級
---------	-----------------------	---	---

別表生涯現役推進員の項を削り、同表歯科保健指導専門員の項中「150,950円」を「151,250円」に改め、同表難病相談支援員の項中「158,300円」を「158,650円」に改め、同項の次に次のように加える。

難病対策業務嘱託員	月額 158,650円	3	級
-----------	-------------	---	---

別表健康長寿推進嘱託員の項中「150,950円」を「151,250円」に改め、同表地域がん登録嘱託員の項から病院管理業務嘱託員の項までの規定中「158,300円」を「158,650円」に改め、同表医療事務嘱託員の項中「150,950円」を「151,250円」に改め、同表建築等技術専門員の項中「164,850円」を「165,200円」に改め、同表生活困窮者自立相談支援員の項中「158,300円」を「158,650円」に改め、同表診療情報管理専門員の項中「164,850円」を「165,200円」に改め、同表保健業務嘱託員の項及び歯科衛生嘱託員の項中「150,950円」を「151,250円」に改め、同表保育業務嘱託員の項中「158,300円」を「158,650円」に改め、同表発達障害療育支援員の項中「164,850円」を「165,200円」に改め、同表身体障害者手帳交付事務嘱託員の項から精神保健福祉専門員の項までの規定中「158,300円」を「158,650円」に改め、同表母子・父子自立支援員の項中「170,900円」を「171,250円」に改め、同表児童電話相談員の項及び子ども相談員の項中「164,850円」を「165,200円」に改め、同表里親委託推進員の項中「158,300円」を「158,650円」に改め、同表学習指導員の項及び児童自立支援嘱託員の項中「164,850円」を「165,200円」に改め、同表児童虐待対応嘱託員の項中「158,300円」を「158,650円」に改め、同表食肉安全検査嘱託員の項を次のように改める。

食肉安全検査嘱託員	日給 7,550円	1	級
-----------	-----------	---	---

別表と畜検査嘱託員の項中「198,150円」を「198,550円」に改め、同表医療給付専門指導員の項中「238,000円」を「238,500円」に改め、同表ねんりんピック推進業務嘱託員の項を削り、同表企業誘致推進員の項中「158,300円」を「158,650円」に改め、同表首都圏企業誘致推進員の項及び販路開拓専門員の項中「246,350円」を「246,850円」に改め、同表繊維物製織員の項中「150,950円」を「151,250円」に改め、同表試験研究業務嘱託員の項中「158,300円」を「158,650円」に改め、同表農業技術指導員の項及び旅券事務嘱託員の項中「150,950円」を「151,250円」に改め、同表フィルムコミュニケーション推進員の項中「158,300円」を「158,650円」に改め、同表首都圏観光誘致推進員の項中「246,350円」を「246,850円」に改め、同表職業訓練実習指導員の項から自作農財産処分等推進員の項までの規定中「158,300円」を「158,650円」に改め、同表農協検査専門員の項中「235,700円」を「236,200円」に改め、同表就農コーディネーターの項及び家畜臨床検査嘱託員の項中「158,300円」を「158,650円」に改め、同表道路河川監視員の項中「150,950円」を「151,250円」に改め、同表ダム監視員の項中「138,700円」を「139,000円」に改め、同表図書業務嘱託員の項中「150,950円」を「151,250円」に改め、同表文書館長の項中「380,000円」を「360,000円」に改め、同表古文書専門員の項中「158,300円」を「158,650円」に改め、同表入力事務嘱託員の項及び教育免許事務嘱託員の項中「138,700円」を「139,000円」に改め、同表学力向上アドバイザーの項を削り、同表少年相談専門員の項及び鑑識嘱託員の項中「158,300円」を「158,650円」に改め、同表行政事務嘱託員の項中「164,850円」を「165,200円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(人事課)

訓 令

栃木県訓令第四号

本 庁
出先機関

職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令

職員の宿日直手当支給規程（昭和二十七年栃木県訓令第百五号）の一部を次のように改正する。
第二条第二号中「消防防災課及び原子力災害対策室」を「危機管理課及び消防防災課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

栃木県訓令第五号

本 庁
出 先 機 関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程（昭和三十九年栃木県訓令第五号）の一部を次のように改正する。
別表博物館の部の次に次のように加える。

危機管 理課	危機管理 課に勤務 する職員	38時間45分	日曜日及び土 曜日	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から午後5 時15分まで	午後0時から 午後1時まで
-----------	----------------------	---------	--------------	----------------	------------------------	------------------

別表原子力対策室の部を削り、同表衛生福祉大学校の部中

その他の 職員	38時間45分	日曜日及び土 曜日	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から午後5 時15分まで	午後0時から 午後1時まで	を に改め
------------	---------	--------------	----------------	------------------------	------------------	----------

その他の 職員	38時間45分	日曜日及び土 曜日	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から午後5 時15分まで。ただし、所 属長は、業務の実情に応 じ午前7時30分から午後 4時15分までの時間帯に 割り振ることができる。	午後0時から 午後1時まで
------------	---------	--------------	----------------	--	------------------

る。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(人事課)